

地域福祉交通「風ぐるま」の運行方法の見直しについて（案）

1 地域福祉交通「風ぐるま」の見直しについて

風ぐるまは、本協議会において議論した課題について区及び運行事業者の協議のもと、今後も見直しを行っていく予定である。ついては、風ぐるまにおける課題把握のため、利用状況等に関する調査を行うとともに、風ぐるまは公共交通であることに鑑みて、見直し基準を設けることとする。

2 利用状況調査の実施について

資料 5 - 2 参照

3 見直し基準（案）の策定について

平成 28 年 1 月 4 日より再編による運行を開始した新たな風ぐるまについて、別紙にあるとおり多くの意見・要望が寄せられている。しかし、限られた資源の中で、すべての要望に対応することは難しく、また相反する要望については、慎重に検討する必要がある。また路線の利用状況などを踏まえた、ルートの変更等を検討する際にも、明確な基準がなければ、たとえその利用が少数であったとしても利用者からの理解は得られないものである。

そこで、風ぐるまは福祉目的の地域公共交通であることに鑑み、ルートの変更等に一定の基準を作成し、これを基に今後見直しを行っていくことを目指す。

4 今後の見直しスケジュールについて

平成 30 年 8 月	第 2 回運行協議会開催	・ 利用状況調査実施結果報告 ・ 見直し基準（案）検討
平成 30 年 10 月	区及び運行事業者	・ 区及び事業者は、運行計画案を策定
平成 31 年 3 月	第 3 回運行協議会開催	・ 平成 31 年運行計画（案）報告 ・ 平成 30 年度における利用者からの意見、要望について報告